

消 防 地 第 22 号  
令和 4 年 1 月 18 日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

### 地域防災力の中核となる消防団の充実強化について

消防団は、地域防災力の中核として重要な役割を果たしていますが、近年、全国各地で災害が多発化・激甚化する一方、消防団員数は著しく減少しています。

昨日公表した「消防団の組織概要等に関する調査の結果等（令和3年度）」（別添1参照）では、令和3年4月1日現在、消防団員数は804,877人（前年度より13,601人減）となり、3年連続で1万人以上減少しました。特に若年層の入団者数の減少は著しく、被用者、女性、学生を含む幅広い住民の加入促進が必須となっています。

こうした状況を踏まえ、消防団の充実強化に向け、今後、特に重点的に取り組んでいただきたい事項について、下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、本通知の趣旨を把握の上、積極的な取組を行っていただくようお願いします。

また、都道府県知事におかれましては、域内の市町村（消防団を所管する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に対して、地域の実情に応じた消防団の充実強化に向けて積極的な取組を行うよう周知の上、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 報酬等の処遇改善

報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の消防団活動への理解を得るために不可欠であることから、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号）において示した「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「基準」という。）に沿った条例改正及び予算措置を本年度中に行っていただきたいこと。併せて、報酬及び費用弁償は、活動記録等に基づいて市町村から団員個人に直接支給することを徹底していただきたいこと。

なお、昨年11月に実施したフォローアップ調査（「消防団員の処遇改善に係る対応状況調査②について」（令和3年11月5日付け消防地第391号））によると、全ての市町村のうち約6割の団体が、基準どおりの条例改正を今年度内に行う予定であり、約3割の団体が、時期は未定であるものの基準を踏まえた対応を検討中との結果であったことに留意されたい。

また、市町村の財政需要を的確に反映するよう、令和4年度から地方財政措置について次のとおり見直しを行うこととしていること（別添2参照）。

#### ア 年額報酬等

「団員」階級の年額報酬等（※1）に係る普通交付税措置額については、「各市町村の標準額支払団員数（※2）×1人あたり経費（年額報酬36,500円を含む。以下同じ。）」の額が、「人口に基づく標準的な団員数（※3）×1人あたり経費」の額の0.5倍～2倍の団体（※4及び※5）については、当該標準額支払団員数に応じた額とすること。（「団員」階級以外の年額報酬等については、引き続き人口に基づく標準的な人員に応じた額とすること。）

※1 被服費等についても標準額支払団員数に応じた額とすること。

※2 「標準額支払団員数」は、前年度の「団員」階級への年額報酬支払総額を標準額（36,500円）で除して算出すること。ただし、令和4年度については、同年度の「団員」階級への年額報酬支払総額を基に算出すること。

なお、標準額支払団員数は、今後調査することとしていること。

※3 「人口に基づく標準的な団員数」は、段階補正及び人口密度に応じた密度補正による補正後人口に基づく団員数をいうこと。

※4 標準額支払団員数に応じた額が人口に基づく標準的な団員数に応じた額の2倍を超える場合は、当該部分に係る経費について、上記普通交付税措置額との差額を特別交付税により措置すること（措置率0.5）。

※5 標準額支払団員数に応じた額が人口に基づく標準的な団員数に応じた額の0.5倍を下回る場合は、0.5倍を下限としたうえ、激変緩和措置を講じる予定であること（措置下限額：0.9倍（R4）、0.8倍（R5）、0.7倍（R6）、0.6倍（R7）、0.5倍（R8～））。

#### イ 出動報酬等

災害に係る出動報酬及び費用弁償については、実績額に応じて特別交付税により措置す

ること（措置率0.8）。

また、災害以外に係る出勤報酬及び費用弁償については、人口に基づく標準的な額を普通交付税により措置すること。

## 2 地域防災力の充実強化に向けた新たな取組

### (1) 消防団員・自主防災組織員等による防災教育の推進

災害が多発化・激甚化している中、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育に取り組むことは重要である。その際に、地域防災力の中核を担う消防団員等が積極的に携わっていくことは、消防団活動に対する理解、ひいては将来の地域防災力の担い手を育成するためにも有効であることから、各都道府県・市町村にあっては、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和3年12月1日付け消防地第416号・同日付け文部科学省事務連絡）を踏まえ、教育委員会や学校と連携し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に取り組んでいただきたいこと。

なお、消防団員等が参画した防災教育については、令和4年度は、(2)「消防団の力向上モデル事業」の対象となることも踏まえ、積極的に取り組んでいただきたいこと。

### (2) 「消防団の力向上モデル事業」の実施（別添3参照）

災害が多発化・激甚化する一方、少子化や被用者割合の増加、共働き世帯の増加等、社会環境の変化に対応した消防団運営の促進が必要であることを踏まえ、地方公共団体や消防団の創意工夫を促すため、令和4年度に、全額国費による「消防団の力向上モデル事業」を実施する予定である。実施に当たっては、防災教育の推進、子供連れでも活動できる消防団の環境づくり、災害現場で役立つ訓練の普及、企業・大学等と連携した消防団加入促進等の先進的な取組を幅広く対象とする予定であり、本事業の積極的な活用を検討していただきたいこと。

### (3) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練の実施

訓練は、消防団員が安全に活動を行うために必要なものであり、地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練となるよう、(2)「消防団の力向上モデル事業」等を活用して、創意工夫を図っていただきたいこと。

また、操法大会については、大会本来の目的を踏まえた適切な運営に努めるとともに、団員に過度な負担がかからないよう、各主催者において点検や随時の見直しを行っていただきたいこと。

なお、全国消防操法大会については、主催者である日本消防協会が中心となって、具体的な操法の内容について見直しを予定しているところであり、総務省消防庁からも今後、情報提供を行う予定であること。

#### (4) 消防団の装備等の充実

消防団の装備等の充実のため、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債を活用し、消防団車両や地域防災拠点施設の整備に努めるとともに、消防団の所有する資機材については、点検整備及び取扱訓練を徹底していただきたいこと。

消防団設備整備費補助金については、様々な災害に対応できるよう補助対象資機材に多機能ノズル等を追加するとともに、都道府県の事業に対しても補助を行う予定であり、令和3年度補正予算においても所要額を計上していることから、本補助金の積極的な活用を検討いただきたいこと。なお、本補助金の地方負担分（市町村分に限る。）については、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、消防団全体の災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等を搭載した多機能消防車や、救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等救助用資機材の無償貸付を引き続き実施することとしていること。市町村におかれては、こうした事業を積極的に活用し、災害対応能力の向上に向けた教育訓練を実施していただきたいこと。

令和4年度も引き続き、「準中型免許取得に係るモデル事業」を実施するとともに、消防団員が準中型自動車免許等を取得する経費に対して市町村が助成を行った場合の助成額並びに消防団員マイカー共済に関して支払う分担金及び同様の民間損害保険に関して支払う保険料について特別交付税措置を講ずることとしていることから、引き続き消防団員の活動環境の整備に努めていただきたいこと。

### 3 幅広い住民の入団促進

#### (1) 消防団の加入促進広報の実施

消防団への加入を促進するためには、幅広い住民から消防団の役割やその活動に対して、理解が得られることが重要である。総務省消防庁では、ホームページにおいて、最新の施策や各消防団における取組事例等を掲載するとともに、消防団員入団促進キャンペーンにおいて、若年層が興味を持つようなタレント等を起用した、ポスター・PR動画等広報ツールの制作・配布に加え、YouTubeや電車内ビジョン等の若年層が触れる機会が多い媒体を活用した広報事業を実施している。各都道府県・市町村にあっては、当該広報ツールを利活用すること等により、消防団のやりがい等を伝えられる広報を実施していただきたいこと。

また、入団手続が容易となるオンライン加入フォームを整備することを検討するとともに、とりわけ近年大幅に入団者数が減少している若年層の加入促進に向け、SNSやYouTube等、若年層が利用する媒体を活用した広報を実施していただきたいこと。

## (2) 機能別団員・機能別分団の活用

大規模災害団員をはじめとする機能別団員・機能別分団は、幅広い住民の入団につながる有効な制度であり、消防団員総数は減少しているものの、令和3年4月1日現在、機能別団員数は29,371人（前年度より3,276人増）、機能別団員制度のある市町村数は616団体（前年度より58団体増）であり増加傾向にある。未導入の市町村にあつては、基本団員の確保と併せて機能別団員・機能別分団の導入について積極的に検討していただきたいこと。

## (3) 被用者の入団促進

消防団員の就業形態は大きく変化し、令和3年4月1日現在の被用者率は7割を超えていることを踏まえると、消防団の活動活性化のためには企業等の理解・協力が得られることが不可欠である。令和3年4月1日現在の消防団協力事業所表示制度導入市町村の数は、1,340団体であり増加している（前年度より11団体増）。本制度の活用等により、企業等の消防団活動への理解を促し、被用者の消防団への加入につなげていただきたいこと。

なお、消防団加入促進のための企業等への働きかけを都道府県が行う経費について、令和4年度から新たに普通交付税措置を講ずることとしていること。

## (4) 女性の入団促進

令和3年4月1日現在の女性消防団員数は27,317人（前年度より117人増）、女性消防団員がいる消防団数は1,668団（前年度より17団増）であり、それぞれ年々増加している一方で、全消防団員に占める女性消防団員の割合は3.4%にとどまっている。女性消防団員は基本団員としての活動のほか、高齢者宅を訪問しての火災予防活動や、住民を対象とした応急手当講習等、幅広い分野で活躍している。女性消防団員数の増加に向けた取組を継続するとともに、機能別団員制度の活用についても検討していただきたいこと。

## (5) 学生の入団促進

学生は、現在又は将来の消防団員の候補として有力である。学生消防団員数は5,387人と若干減少（前年度より17人減）したものの、学生団員がいる消防団数（668団（前年度より28団増））と同様に増加傾向にある。各市町村においては、大学等を訪問し、学生消防団活動認証制度の活用を働きかけること等により、大学生等の消防団への積極的な加入を促進していただきたいこと。

また、高校生についても、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、地域の実情に応じて機能別分団等への入団や少年消防クラブへの加入について積極的に検討していただきたいこと。

以上